

第三号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「、その必要な限度で」及び「、食品関連事業者その他の関係者の事業所その他事業に係る施設又は場所に立ち入り」を削り、「食品の」を「食品関連事業者又は食品関連事業者の代表者若しくは食品関連事業者の代理人、使用人その他の従業者（第四項において「食品関連事業者、従業者等」という。）に対し、食品（次に掲げるものを除く。）の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 生かき（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第四条又は第二十四条第一項第五号の規定により採取された水域が表示されなければならないものに限る。）
- 二 ふぐを原材料とするふぐ加工品（食品表示基準第四条又は第二十四条第一項第五号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。）
- 三 鶏の殻付き卵（食品表示基準第十九条又は第二十四条第一項第五号の規定により採卵施設等の所在地が表示されなければならないものに限る。）
- 四 ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮（いずれも食品表示基準第十九条又は第二十四条第一項第五号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。）

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 とくしま食品表示Gメンは、第二項の規定により食品の提出を求めるときは、その身分を示す証明書を食品関連事業者、従業者等に提示しなければならない。

第三十二条中「第二十一条第二項の規定による立ち入りを拒み、又は」を削り、「同項」を「第二十一条第二項」に改める。

第二条 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「納品書、仕入台帳等の書類又は容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。）」を「取引の相手方から受け取った納品書又は仕入台帳、入荷記録簿その他食品の仕入れに関して作成した書類」に、「出荷記録簿等の書類」を「出荷記録簿、出庫台帳その他食品の納入に関して作成した書類（取引の相手方に交付した納品書の写しがあるものはその写しを含む。）」に改める。

第二十二條の見出しを「(勸告)」に改め、同條第一項中「が次の各号のいずれかに該当する」を「について不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為があると認める」に、「当該各号に定める」を「当該行為の取りやめ若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置又はこれらの実施に関連する公示その他必要な」に改め、同項各号及び同條第二項を削る。

第二十三條第一項第三号中「前條第一項」を「前條」に改め、「(同項第二号に係るものに限る。）」を削り、同項第四号を削る。

第二十五條第一項第一号中「又は関係法令等、この条例」を「又は関係法令等」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條の規定に違反して、仕入関係資料等（県産物表示食品を同條第一項第二号に掲げる者に販売した場合にあつては、仕入関係資料。以下同じ。）を備え付けず、仕入関係資料等（第二条第十一号に規定する取引の相手方から受け取った納品書を除く。）に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は仕入関係資料等を保存しなかつた者
- 二 正当な理由なく第二十一條第二項の規定による食品の提出をしなかつた者

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一條の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品表示の適正化の一層の推進を図るため、仕入関係資料等の適正な備付け、記載又は保存を行わなかつた食品関連事業者等に対する罰則を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。